

Ⅲ 履修方法一般について

A 開設科目および卒業要件単位数

- 1 卒業要件単位数** 卒業に必要な総単位数は**130単位**であり、各分野において修得すべき規定単位数は**第1表**のとおりである。
130単位のうち、**基礎部門**で30単位、**専門部門**で100単位を修得する。
- 2 基礎部門** **基礎部門**の30単位は以下のとおり修得すること。
① 教養科目——12単位
② 外国語科目——14単位（英語と独語、あるいは英語と仏語の組み合わせ。特別外国語科目はこの単位に含まれない。）
③ 教養科目、外国語科目、キャリアデザイン科目のいずれかから——4単位（卒業に必要な単位として認められない科目を除く。）
- 3 専門部門** **専門部門**の100単位は以下のとおり修得すること。
① 必修科目——40単位
② 選択必修科目——20単位
③ 自由選択科目——40単位
- 4 余剰単位** 卒業要件単位数を超えて修得した単位を余剰単位とする。その成績は認定されて成績表に記載される。
- 5 教職関連部門** 教職関連部門の修得単位は卒業・進級要件単位としては認められない。

履修規定

第1表 卒業要件科目および単位数

科目区分		規定単位数	科目ごとの履修方法		
基礎部門	教養科目	12~16			
	外国語科目	英語	14~18		
		独語または仏語			
		特別外国語	0~4		
	キャリアデザイン科目	0~4			
	データサイエンス科目	—	卒業要件単位としては認められない。		
	スポーツ・ウエルネス教育科目	—	卒業要件単位としては認められない。		
基礎部門の計		30	(上記各科目の規定単位数の幅の枠内で計30単位)		
専門部門	必修科目	講義科目	32		
		演習科目	8		
	選択必修科目	講義科目	20		
	自由選択科目	講義科目	40		自由選択科目のほか、規定単位数を超えて修得した選択必修科目の単位、2科目めに修得した基礎演習の単位を算入することができる。また、選択専門演習(2科目8単位まで)・卒業論文(4単位)で修得した単位を、自由選択科目として卒業要件単位に加えることができる。
		演習科目			
専門部門の計		100	(上記各科目の規定単位数の計)		
卒業要件単位数		130	基礎部門と専門部門の計		
教職関連部門		—	卒業要件単位としては認められない。		

B 各年次における履修単位制限

1 履修単位制限

履修単位制限とは、各自が履修登録に当たり、学問上の興味や知的関心、さらには時間的制約などを十分考慮して科目を選択し、いったん履修登録した科目を途中で放棄することなく、最後まで単位の修得を目指して努力するように設けられた制度である。
各年次において履修登録できる単位数の上限は、**第2表**のとおりとする。

第2表 履修科目登録上限単位数

1年次	2年次	3年次	4年次
40単位	46単位	48単位	49単位

※ 1年次では、後期に基本書演習（2単位）を履修するため、教務部で事前にダミーの科目を2単位分履修登録してある。

また、再履修科目、選択専門演習、卒業論文の単位も履修科目登録上限単位数に含まれる。

2 第2表の注意事項

以下に挙げる科目は、履修科目登録上限単位数を超えて履修することが認められる場合がある。詳細については各課程・科目群の項を参照すること。

- 国際交流科目のうち卒業要件単位として認められない以下の区分の科目
 - 「留学対策科目」、「留学準備演習」
 - 「英語等による地域研究科目」【2016年度以前入学者】
- 特別外国語のうち卒業要件単位として認められない科目
- キャリアデザイン科目のうち卒業要件単位として認められない科目
- 教職関連部門の科目
- 教職課程における教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等【2019年度入学者】
- 教職課程における教職に関する科目【2018年度以前入学者】

※ 2013年度以前の入学者は、学部教授会の承認により、4年次に50単位まで履修することができる。希望者はWeb履修登録期限までに教務部で申請すること。

C 2年次から3年次への進級に関する基準

1 進級基準

2年次から3年次へ進級するためには、2年次終了までに総計**50単位**を修得していなければならない。この基準に満たない者は2年次留年とする。

なお、進級基準の50単位には、1・2年次に開講される**専門部門**の必修科目36単位のうち**26単位**以上を含んでいなければならない。

第3表 進級基準単位数

科目区分			規定単位数
専門部門	必修科目	講義科目	26~36
		演習科目	
基礎部門			14~24
専門部門	選択必修科目		
進級基準単位数			50

この基準を満たしていれば、1・2年次配当の必修科目に未修得の単位があっても3年次への進級は可能である。

しかし、系統的な学習の必要上、各科目が配当されている年次においてそれらの科目の単位を修得することが強く望まれる。

2 進級基準に含まれない単位

以下の科目は進級に必要な単位には含まれない。

- 国際交流科目のうち卒業要件単位として認められない科目（「留学対策科目」、「英語等による地域研究科目【2016年度以前入学者】」および「留学準備演習」）
- 特別外国語のうち卒業要件単位として認められない科目
- キャリアデザイン科目のうち卒業要件単位として認められていない科目
- データサイエンス科目
- スポーツ・ウエルネス教育科目
- 「基礎演習A・B」のうち、2つめに単位を修得した科目
- 教職関連部門の科目
- 教職課程における教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等【2019年度入学者】
- 教職課程における教職に関する科目【2018年度以前入学者】

D コース制

3・4年次の専門部門のカリキュラムにおいては、1・2年次に培った知識・能力を基礎にして将来進路・問題関心に応じた学習を行うよう、進路別のコース制を設け、コースごとに履修することが望ましい科目を提示する。

第4表 コースと想定する進路

コース	想定する進路
法プロコース（注）	弁護士・司法書士その他の法律専門職
企業と法コース	銀行・商社・マスコミなどの民間企業
公共政策コース	各種公務員など
国際社会と法コース	外資系企業・国際公務員など

各コースの理念と内容および履修することが望ましい具体的な科目については、【履修規定Ⅳ分野別履修方法－B】専門部門－3自由選択科目】を参照すること。

コース申請の手続きなどについては、2年次の秋（11月）にガイダンスを行う。

（注）2019年度より、「法曹コース」は「法プロコース」にその名称が変更された。この変更は実質的なコース内容の変更を伴うものではない。「法プロコース」の理念、内容、当該コースにおいて履修することが望ましい具体的な科目等については、従前の「法曹コース」と全く同様である。